令和４年６月23日
教　　育　　庁

フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業に関するQ&A

本事業は、都内公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「都内公立小・中学校等」といいます。）に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等民間団体・民間施設（以下「フリースクール等」といいます。）に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かすために実施します。

この度、本事業に関するＱ＆Ａを作成しましたので、申請の際の参考としてください。

なお、本Ｑ＆Ａは、今後、改訂することがありますので、御了承ください。

１　申請について

（１）フリースクール等に関する内容

問１
本事業の対象となる、都教育委員会が認定したフリースクール等はありますか。

・都教育委員会が認定しているフリースクール等はありません。
・保護者からの申請に基づき、審査します。

問２
対象となるフリースクール等を紹介していただけますか。

・都教育委員会が認定しているフリースクール等がないため、情報提供はしておりません。

問３
地域にあるフリースクール等について、具体的に教えていただけますか。

・都教育委員会が認定しているフリースクール等がないため、お子様の状況に応じたフリースクール等についての情報提供はしておりません。

問４
審査に通るフリースクール等の条件はありますか。

・フリースクール等の設置目的などに、「不登校の子供への支援」が明らかになっていれば、対象となります。
・詳しくは、募集要項の「４　調査の対象となる児童・生徒」を御覧ください。

問５
現在通っているフリースクール等は、学校では出席扱いになっていません。この場合は、対象となりますか。

・出席及び出席扱いに関することについては、申請の要件等には該当しません。
・募集要項に記載してある申請の要件等を御確認の上、申請してください。

問６
不登校の子供を支援しているフリースクール等に通っていますが、当該フリースクール等の目的にその旨が掲載されていません。この場合は、対象となりますか。

・フリースクール等の目的をホームページやパンフレットなどで確認できない場合は、個別に相談させていただきますので、担当まで御連絡ください。

問７
オンライン学習と通所を併用したフリースクール等に通っています。この場合は、対象となりますか。

・対象となります。
・オンライン学習を併用する通所型の施設であれば、募集要項の申請の要件等に含まれます。

問８
オンライン学習のみのフリースクール等に通っています。この場合は、対象となりますか。

・対象とはなりません。
・本事業の対象となるフリースクール等は、通所型の施設となります。

問９
月に１回程度、地域の貸会議室等でフリースクール等のイベントが開催されて参加しています。この場合は、対象となりますか。

・通所型の施設ではないため、調査の対象となるフリースクール等には該当しません。

問 10
地域の貸会議室や公共施設を借りて、週５日支援が行われているフリースクール等に在籍しています。この場合は、対象となりますか。

・対象となります。
・施設において、継続的に開所されているため、通所型の施設に準ずると考えられます。

問 11
これから開設されるフリースクール等に通わせようと思っていますが、本事業の対象となりますか。

・活動実績があるフリースクール等が申請の要件となります。本事業の活動実績とは、継続的に不登校の子供への支援ができており、社会的自立に向けた取組になっていることです。
・これから開設されるフリースクール等については、活動実績を個別に確認させていただきますので、担当まで御連絡ください。

問 12
２つのフリースクール等に在籍しているのですが、それぞれで申請することはできますか。

・一人のお子様が、フリースクール等に数か所在籍していても、申請できる件数は１件になります。

（２）校種等に関する内容

問 13
都内私立学校に在籍する子供は対象となりますか。

・対象とはなりません。
・私立学校は、対象等に含まれていません。本事業は、お子様及び保護者に加え、在籍する学校からも情報収集するため、対象を公立学校に限定しています。

問 14
子供が不登校になり、インターナショナルスクールに通っていますが、対象となりますか。

・インターナショナルスクールの設置目的などに、「不登校の子供への支援」が明らかになっていれば、対象となります。

（３）在籍校の対応に関する内容

問 15
在籍校の校長先生が本事業を知らないため、説明が難しいです。どうすればよいですか。

・都教育委員会のホームページに本事業の募集要項が公開されているため、校長に説明する際に御活用ください。

問 16
都外在住ですが、都内の公立学校に籍があり、都内のフリースクール等に通っています。この場合は、対象となりますか。

・都内公立小・中学校等に在籍していれば、対象となります。

問 17
現在、都外に在住し、在住している地域にあるフリースクール等に通っていますが、都内への転居を考えています。子供は、都内公立学校に転校後も、これまでどおり都外のフリースクール等に通う予定です。この場合は、対象となりますか。

・都内公立小・中学校等に在籍した時点で対象となります。
・都外のフリースクール等に通っていても、募集要項の申請の要件等に含まれます。

問 18
都内在住ですが、都外の学校に在籍している場合は対象となりますか。

・都外の学校に在籍している場合は、本事業の対象とはなりません。

問 19
一時的にフリースクール等に通っていましたが、現在は学校に登校しています。このような場合でも、フリースクール等に在籍していれば対象になりますか。

・学校が不登校の状況にあると校長が認めることなどが募集要項の要件等となります。

（4）その他

問 20
就学援助を受けていても、対象となりますか。

・対象となります。
・就学援助の有無は、申請の要件等に該当しません。

2　調査について

問 21
対象となる上限人数等はありますか。

・今年度の調査では、約 1,000 人の方に御協力をいただく予定です。

問 22
調査に協力とありますが、具体的にどのような内容の質問になりますか。

・調査の内容については、現在、検討しており、お子様や保護者の方が必要としている支援やフリースクール等での活動内容などを伺う予定です。
・また、選択式や記述式のほか、オンラインでの回答にするなど、回答しやすいような形式を予定しています。

問 23
申請しようと考えていますが、アンケートの内容によっては回答したくない項目があるかもしれません。仮に無回答でアンケートを提出した場合でも、調査協力金は受けとれますか。

・調査に御協力いただくことを前提とした事業のため、無回答が多いなど、調査に御協力いただけない場合には、調査協力者としての決定を取り消すことがあります。
・また、何らかの理由で調査に協力できない事由が発生した場合は、辞退していただくことになります。
・その際、第７号様式「令和４年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、都教育委員会に提出してください。
・なお、辞退された場合は、調査協力金をお支払いすることができません。（４月分は調査に協力し、５月分を辞退した場合は、４月分の調査協力金をお支払いします。５月分はお支払いすることができません。）

問 24
日本語以外の言語で調査に回答することができますか。

・調査内容については、日本語以外の言語で応じることができませんので、日本語での御回答をお願いします。

問 25
本事業は、次年度も継続しますか。

・本事業は、本年度についての事業になります。
・次年度以降については、未定です。

問 26
３期の受付期間に、１・２期の分も申請できますか。

・受付期限が過ぎている申請はできません。

３　調査協力金について

問 27
二人いる子供がどちらも不登校の場合は、二人分調査用紙を記入するので、二人分の調査協力金をいただけますか。

・お子様一人ずつ申請していただき、それぞれ申請書類を確認させていただきます。
・二人が調査協力者として決定された場合は、二人分の回答をそれぞれ御提出いただくことにより、二人分の調査協力金をお支払いいたします。

問 28
調査協力金の使い方に制限はありますか。

・調査協力金については、特に制限はありませんが、フリースクール等の授業料や体験活動費などに充てていただくことができます。

問 29
月額１万円の調査協力金の受け取りは、源泉徴収税額を引いた額になりますか。

・調査協力金のお支払いは、源泉徴収税額を引いた額になります。
・還付金を申請する場合は、確定申告の御対応をお願いします。

４　調査協力者として決定した後の手続きなどについて

問 30
今後、調査に協力をした際に伝えた個人情報は、どのように取り扱われますか。

・御回答いただいた個人情報については、調査の目的に限定して適正に取り扱い、外部に開示することはありません。

問 31
協力者決定後に、途中でフリースクールを辞めた場合は、どうなりますか。

・フリースクール等の在籍が要件となりますので、調査の対象者を辞退していただくことになります。
・その際、第７号様式「令和４年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、都教育委員会に提出してください。

問 32
フリースクール等に通っており、来月から別のフリースクール等に通うことになりました。引き続き、調査対象者として認めてもらえますか。

・申請時点のフリースクール等から別のフリースクール等に在籍を移した場合は、その時点で対象外となります。
・次の申請時期に合わせて、改めて申請していただくことになります。

問 33
調査協力者として決定後、子供がフリースクール等を辞めずに学校に通うことができるようになった場合は、申請の取り下げが必要ですか。

・フリースクール等への在籍が無くなったり、不登校の状態ではないと校長が判断したりした場合には、調査協力者の対象とはなりません。
・その際、第７号様式「令和４年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、都教育委員会に提出してください。

問 34
調査を協力することが決まった保護者の方に、事務局等が連絡を取れない場合はどうなりますか。

・調査への回答が無いなど、協力が得られない場合には、調査協力金はお支払いできません。